

住居確保給付金のしおり

【家賃補助分】

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

～住居確保給付金（家賃補助分）のご案内～



桶川市マスコットキャラクター
「オケちゃん」

令和8年2月

住居確保給付金とは

離職等またはやむを得ない休業等により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住宅を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、桶川市（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

43,000 円(単身世帯) 52,000 円(2人世帯) 56,000 円(3～5人世帯)

60,000 円(6人世帯) 67,000 円(7人以上の世帯)

支給期間：3 か月間（一定の条件により3 か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：原則住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込み

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の1～8のいずれにも該当する方が対象となります。

- 1 つぎのイ) またはロ) のいずれかに該当すること
イ) 離職等またはロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれがある者であること
- 2 つぎのイ) またはロ) のいずれかに該当すること
イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること（2年以内に、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認められる事情により、引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、その事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とする。その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。）
ロ) 個人の都合によらず、やむを得ない休業等によって収入が減少し、就労の状況が離職または廃業したと同程度の状況にあること
- 3 イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- 4 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入(※)の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	基準額		収入基準額 (上限)
1人	81,000円	+家賃額 (ただし、世帯ごとに設定された支給額が上限)	124,000円
2人	123,000円		175,000円
3人	157,000円		213,000円
4人	194,000円		250,000円
5人	232,000円		288,000円
6人	269,000円		329,000円
7人	306,000円		373,000円

※子（高校生以下、および20歳未満の学生を除く）のアルバイト代も含めた就労収入及び年金、失業給付など定期的に支給される公的給付、親族等からの継続的な仕送りなどの全ての収入の合計額です。公的給付の中には収入認定しない手当等がありますので、ご相談ください。

※就労収入及び年金は、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費支給額を除く）を合算します。

※自営業の方は、経費を差し引いた控除の額を収入とします。

- 5 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金、現金、債券、株式、投資信託等）の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- 6 ハローワーク等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②ロ)に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に繋がると認められる場合には、申請日の属する月から起算して3か月間（支給期間を延長する場合で、引き続き当該取組を行うことが自立の促進に繋がると認められる場合は6か月間）に限り、当該取組を行うことで、求職活動に代えることができる。

- 7 地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

- 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

単身世帯の場合

月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額 月収が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

住居確保給付金支給額 = 家賃額 (※) - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

【支給例】 1人世帯で実額家賃(共益費・管理費等を除いた金額)が43,000円の場合。

- ① 収入が81,000円以下の場合→上限額43,000円を支給
- ② 収入が101,000円の場合→一部支給額23,000円を支給
- ③ 収入が124,000円以上の場合→不支給となります。

※賃貸借契約書に記載された家賃の額です。

【給与収入がある場合の注意点】

収入額の算出は総支給額から通勤費(手当)を控除した金額となります。

【年金収入がある場合の注意点】

総支給額での計算となります。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- 1 住居確保給付金支給申請書
- 2 本人確認書類(次のいずれか) 運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等

3 【離職又は廃業している場合】

申請日を起点に2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳など、離職者であることが確認できる何らかの書類。廃業の場合は廃業届等、廃業したことが確認できる書類)

【離職又は廃業したと同程度の状況にある場合】

申請日において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の都合によらず、やむを得ない休業等によって減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類

- 4 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類

例：給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知書（年金額改定通知書）」

- 5 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等
- 6 アパート等の賃貸借契約書
- 7 ハローワーク受付票

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

- 1 住居確保給付金の支給申請
 - (1) 必要書類を添えて、申請書を桶川市（自立相談支援機関）に提出します。
 - (2) 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- 2 入居住宅の貸主との調整
不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。
- 3 住居確保給付金の審査・決定
 - ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、併せて、「求職活動状況報告書」が交付されます。
 - ・入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
 - ・住居確保給付金は、自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
 - ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

住居確保給付金受給中に行っていただくこと

ハローワーク等で求職活動を行う方の場合

- 1 月4回以上、桶川市（自立相談支援機関）の面接等の支援を受ける。

- 2 月 2 回以上、ハローワーク等で職業相談等を受ける。
- 3 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける。

自立に向けた活動を行う方の場合

- 1 月 4 回以上、桶川市（自立相談支援機関）の面接等の支援を受ける。
 - 2 原則月 1 回以上、経営相談先で面談等の支援を受ける。
 - 3 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月 1 回以上、当該計画に基づく取組を行う。
- さらに、桶川市（自立相談支援機関）よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業相談等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない、または 6 ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を桶川市（自立相談支援機関）へ提出してください。
- 収入額を確認することができる書類を、桶川市（自立相談支援機関）に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3 か月間を、2 回まで延長することが可能です。
- （要件）
- ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動要件を満たしていたこと
 - ・ 受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しないこと
 - ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など
- 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金等が分かる書類を準備して、桶川市（自立相談支援機関）へお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

つぎの場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、支給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、桶川市（自立相談支援機関）の指導により同一の自治体での転居が適当である場合
- ・ 桶川市（自立相談支援機関）に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、桶川市（自立相談支援機関）へお越してください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ・ 桶川市（自立相談支援機関）の支援員による面接等や、「求職活動状況報告書」等による求職活動報告、及び求職活動を怠る方については、支給を中止する場合があります。桶川市（自立相談支援機関）が策定したプランに従わない場合は、支給を中止する場合があります。
- ・ 支給中に常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む）または受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ・ 支給中に常用就職したこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ・ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、桶川市（自立相談支援機関）の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ・ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な支給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ・ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、拘禁刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ・ 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止します。また、中断期間中において、受給者が毎月1回の面接等による報告を怠った場合、原則として支給を中止します。
- ・ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給

を中止します。

- ・ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ただし、住居確保給付金を受け常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、
 - ・ 会社の都合で新たに解雇された場合や会社が倒産した場合
 - ・ 給与やその他業務上の収入を得る機会が個人の都合によらないで減少した場合で、支給要件に該当している方は、再度支給を受けることができます。
- あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は 会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先
桶川市社会福祉課
電話：048（788）4933